

# 1 税率一覧表

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点	
県民税 個人	均等割 年 1,000円 (2,000円) ( )の税率は、平成26年度から適用 平成26年度から令和5年度までの10年間は500円加算  所得割 1. 課税所得金額 $\frac{4}{100}$ (名古屋市に住所を有する者 $\frac{2}{100}$ ) 2. 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得 ア 優良住宅地等以外の譲渡所得 $\frac{2}{100}$ イ 優良住宅地等の譲渡所得 (ア) 課税長期譲渡所得 2,000万円以下 $\frac{1.6}{100}$ (イ) 課税長期譲渡所得 2,000万円超 32万円 + (課税長期譲渡所得 - 2,000万円) $\times \frac{2}{100}$ ウ その年の1月1日において所有期間が10年を超える一定の居住用財産を昭和63年4月1日以降に譲渡した場合の長期譲渡所得 (ア) 課税長期譲渡所得 6,000万円以下 $\frac{1.6}{100}$ (イ) 課税長期譲渡所得 6,000万円超 96万円 + (課税長期譲渡所得 - 6,000万円) $\times \frac{2}{100}$ (2) 短期譲渡所得 $\frac{3.6}{100}$  3. 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 $\frac{2}{100}$	左に同じ		1. 賦課期日 1月1日 2. 納期 個人の市町村 民税の納期と同じ	(減免) 個人の市町村民税に準ずる	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
法人	均等割 資本金等の額（資本金の額又は出資金の額に資本積立金額を加えた金額（保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額）。以下同じ）が50億円を超える法人（公共法人等を除く） 年 800,000円 (840,000円) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人（公共法人等を除く） 年 540,000円 (567,000円) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人（公共法人等を除く） 年 130,000円 (136,500円) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人（公共法人等を除く） 年 50,000円 (52,500円) その他の法人 年 20,000円 (21,000円) ( )の税率は、平成21年4月1日以降開始する事業年度から適用 法人税割 $\frac{1.0}{100}$ 〔令和元年10月1日以後に開始する事業年度分について資本金の額若しくは出資金の額が1億円超のもの、又は法人税割の課税標準が年1,500万円超のもの $\frac{1.8}{100}$ 〕 法人税割 $\frac{3.2}{100}$ 〔平成26年10月1日から令和元年9月30日までに終了する事業年度分について資本金の額若しくは出資金の額が1億円超のもの、又は法人税割の課税標準が年1,500万円超のもの $\frac{1}{100}$ 〕	左に同じ	法人税法による法人税の申告期限 公益法人等と均等割のみを課されるもの 4月30日	(減免) 下記のうち知事が必要と認める者 1. 公益社団法人又は公益財団法人 2. 地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体 3. 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人 4. 天災その他特別の事情により被害を受けた者	
利子割	支払を受ける利子等の額の $\frac{5}{100}$	左に同じ	毎翌月10日		
配当割	支払を受ける一定の上場株式等配当等の額の $\frac{5}{100}$	左に同じ	毎翌月10日		

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
株式等譲渡所得割	支払を受ける一定の特定口座における上場株式等の譲渡による所得等の額の $\frac{5}{100}$	左に同じ	源泉徴収口座内配当等 翌年の1月10日		
事業税個人	(1) 第一種事業所得の $\frac{5}{100}$ (2) 第二種事業所得の $\frac{4}{100}$ (3) 第三種事業 法第72条の2第10項第5号及び7号に該当するもの 所得の $\frac{3}{100}$ その他のもの 所得の $\frac{5}{100}$	左に同じ	第1期 8月15日～ 8月31日 第2期 11月15日～ 11月30日 年の中途において事業を廃止したとき 知事が定める日	(免除) 1. 生活保護法の規定による生活扶助又は生業扶助を受ける者 2. 過疎地域内において租税特別措置法第12条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備であつて、条例の規定によるもの 3. 過疎地域内において畜産業又は水産業を行う者で条例の適用を受けるもの (減免) 下記のうち知事が必要と認める者 (1) 天災その他特別の事情により被害を受けた者 (2) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者 (3) 法施行令第7条各号に掲げる障害者で生活が困難であるもの (4) (2)及び(3)以外の者で生活が困難であるため事業税の負担が著しく困難であるもの	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
法人	(1) 電気供給業（発電事業、小売電気事業を除く。）及びガス供給業及び保険業を行う法人 収入金額の $\frac{1.0}{100} - \frac{(0.939)}{100}$ $[-\frac{0.9}{100} - \frac{(0.939)}{100}]$	(1) 電気供給業 } ガス供給業 } 保険業 } を行う法人 収入金額の $\frac{1.0}{100} - \frac{(0.939)}{100}$ $[-\frac{0.9}{100} - \frac{(0.939)}{100}]$	1. (法第72条の25第1項又は法第72条の28第1項の法人) 各事業年度終了の日から2月以内	(免除) 過疎地域内において租税特別措置法第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備であつて、条例の規定によるもの	
	(2) 電気供給業（発電事業、小売電気事業）を行う法人 資本金1億円超の法人 収入割 収入金額の $\frac{0.75}{100} - \frac{(0.789)}{100}$ $[-\frac{0.9}{100} - \frac{(0.939)}{100}]$ $< \frac{1.0}{100} - \frac{(1.039)}{100} >$ 付加価値割 付加価値額の $-\frac{0.37}{100}$ 資本割 資本金等の額の $-\frac{0.15}{100}$		○申告期限の延長 (1) 災害その他やむを得ない理由により決算が確定しない場合 知事が指定した日まで (2) 定款等の定めによる等の理由により決算について定時総会が招集されない場合 ア 定款等により事業年度終了から2月以内に定時総会が招集されない場合 →3月以内 イ 会計監査人がおり、定款等の規定で3月以内に定時総会が招集されない場合 →3月を超え6月を超えない範囲で指定する月数 ウ 特別の事情により3月以内に定時総会が招集されない場合 →3月を超え指定する月数		
	その他の法人 収入割 収入金額の $\frac{0.75}{100} - \frac{(0.789)}{100}$ $[-\frac{0.9}{100} - \frac{(0.939)}{100}]$ $< \frac{1.0}{100} - \frac{(1.039)}{100} >$ 所得割 所得金額の $-\frac{1.85}{100}$		ア 定款等により事業年度終了から2月以内に定時総会が招集されない場合 →3月以内 イ 会計監査人がおり、定款等の規定で3月以内に定時総会が招集されない場合 →3月を超え6月を超えない範囲で指定する月数 ウ 特別の事情により3月以内に定時総会が招集されない場合 →3月を超え指定する月数		
	(3) その他の事業を行う法人 特別法人〔(4)を除く〕 所得のうち年400万円以下の金額の $\frac{3.5}{100} - \frac{(3.65)}{100}$ $[-\frac{3.4}{100} - \frac{(3.55)}{100}]$ 所得のうち年400万円を超える金額の $\frac{4.9}{100} - \frac{(5.098)}{100}$ $[-\frac{4.6}{100} - \frac{(4.798)}{100}]$	(2) その他の事業を行う法人 特別法人〔(3)を除く〕	2. (法第72条の26第1項の法人) 事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内		
	資本金1億円超の普通法人 付加価値割 対する税率 $-\frac{1.2144}{100}$ 資本割 資本金等の額の $\frac{0.506}{100}$ 所得割 所得のうち年400万円以下の金額の $\frac{0.514}{100} - \frac{(0.414)}{100}$ $[-\frac{0.665}{100}]$ 所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額の $\frac{0.865}{100} - \frac{(0.665)}{100}$ $[-\frac{0.665}{100}]$ 所得のうち年800万円を超える金額の $\frac{1.216}{100} - \frac{(0.916)}{100}$ $[-\frac{0.916}{100}]$		3. (法第72条の29第1項の法人) 各事業年度終了の日から2月以内		

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人所得の $\frac{1.216}{100} - \frac{(0.916)}{100}$ $[-\frac{0.916}{100}]$		4. (法第72条の29第3項の法人) 残余財産の確定した日から1月以内（当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、行われる日の前日まで）		
	その他の法人〔(4)を除く〕 所得のうち年400万円以下の金額の $\frac{3.5}{100} - \frac{(3.65)}{100}$ $[-\frac{3.4}{100} - \frac{(3.55)}{100}]$ 所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額の $\frac{5.3}{100} - \frac{(5.319)}{100}$ $[-\frac{5.1}{100} - \frac{(5.319)}{100}]$ 所得のうち年800万円を超える金額の $\frac{7.0}{100} - \frac{(7.288)}{100}$ $[-\frac{6.7}{100} - \frac{(6.988)}{100}]$	その他の法人〔(3)を除く〕			
	(4) 三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの 特別法人 所得の $\frac{4.9}{100} - \frac{(5.098)}{100}$ $[-\frac{4.6}{100} - \frac{(4.798)}{100}]$ その他法人 所得の $\frac{7.0}{100} - \frac{(7.288)}{100}$ $[-\frac{6.7}{100} - \frac{(6.988)}{100}]$	(3) 三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの			
	( )の税率は資本金の額または出資金の額が1億円超のもの、もしくは所得が年5,000万円超（収入金額を課税標準とするものにあつては4億円超）のものに適用する。 〔 〕は平成26年10月1日から令和元年9月30日までに終了する事業年度に適用する。 〈 〉は令和元年10月1日から令和2年3月31日までに終了する事業年度に適用する。				
特別法人事業税	(1) 法人事業税所得課税法人 外形標準課税法人 法人事業税所得割の $-\frac{260}{100}$ 特別法人 法人事業税所得割の $-\frac{34.5}{100}$ 上記以外の法人 法人事業税所得割の $-\frac{37}{100}$	左に同じ	法人事業税の納期に準ずる 令和元年10月1日以降に開始する事業年度に適用		



税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
				<p>該自動車を取得した場合を含む)及び身体障害者又は精神障害者のみで構成される世帯の重度身体障害者又は精神障害者が当該重度身体障害者又は精神障害者のために当該重度身体障害者又は精神障害者を常時介護する者(当該重度身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者を除く。)が運転する自動車を取得した場合における当該自動車の取得</p> <p>5. 構造上身体障害者の利用に供する自動車又は専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた自動車を取得した場合における当該自動車の取得</p> <p>6. 医療法に規定する公的医療機関の開設者が救急自動車、へき地巡回診療の用に供する自動車又は血液事業の用に供する自動車を取得した場合における当該自動車の取得</p>	
軽油引取税	1kℓにつき15,000円 〔当分の間、引取に係るもの〕 1kℓにつき32,100円	左に同じ	毎翌月末日	(減免) 天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち知事が必要と認めるもの	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
自動車税種別割	別紙2のとおり	左に同じ	<p>1. 賦課期日 4月1日</p> <p>2. 納期 5月1日～5月31日</p> <p>道路運送車両法第7条&lt;新規登録&gt;の規定による登録を賦課期日後翌年2月末日までの間に申請をしたとき登録の申請をした日</p>	<p>(免除)</p> <p>1. 商品であって使用しない自動車</p> <p>2. 消防専用自動車及び救急専用自動車</p> <p>3. もっぱら公益の用に直接供する自動車を知事の認めるもの</p> <p>4. 平成26年度から令和2年度までの間に新車新規登録を受けた電気自動車及びプラグインハイブリット自動車(減免)</p> <p>1. 天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち、知事が必要と認めるもの</p> <p>2. 一定の身体障害者が所有する自動車から運転するもの、又は重度身体障害者若しくは精神障害者が所有する自動車(重度身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する自動車を含む)で当該重度身体障害者又は精神障害者のために同一生計者が運転するもの及び身体障害者又は精神障害者のみで構成される世帯の重度身体障害者又は精神障害者が所有する自動車、当該重度身体障害者又は精神障害者を常時介護する者(当該重度身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者を除く)が運転する</p>	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
				もののいずれかに該当する自動車のうち、知事が必要と認めるもの(以上いずれも1人について1台に限る。) 3. 構造上身体障害者の利用に専ら供するためのものと認められる自動車のうち、知事が必要と認めるもの 4. 中古自動車販売業者が、賦課期日において商品として所有し、かつ、展示している自動車のうち、知事が必要と認めるもの	
鉱区税	1. 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区100アール毎年額 200円 採掘鉱区100アール毎年額 400円  2. 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 100アール毎年額 200円  3. 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区 1の税率の $\frac{2}{3}$ (注) 100アール未満の端数は100アールとみなす。	左に同じ	1. 賦課期日 4月1日 2. 納期 5月15日～ 5月31日	(減免) 天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち知事が必要と認めるもの	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
固定資産税	$\frac{1.4}{100}$	左に同じ	1. 賦課期日 1月1日 2. 納期 第1期 4月1日～ 4月30日 第2期 7月1日～ 7月31日 第3期 12月1日～ 12月25日 第4期 2月1日～ 2月末日	(減免) 天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち知事が必要と認めるもの(免除) 過疎地域内において租税特別措置法第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける償却資産で条例の規定によるもの	
狩猟税	1. 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に規定する者以外のもの 8,200円  2. 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないものうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 5,500円  3. 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に規定する者以外のもの 16,500円  4. 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないものうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 11,000円  5. 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円	左に同じ  左に同じ  左に同じ  左に同じ	1. 賦課期日 狩猟者の登録を受ける日 2. 普通徴収の方法による場合の納期は知事が定める日	(減免) 下記のうち知事が必要と認める者 1. 天災その他特別の事情により被害を受けた者 2. 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	6. 狩猟者登録を申請した日前1年以内に、愛知県内の区域において鳥獣による生活環境、農林水産又は生態系に係る被害の防止等の目的で、鳥獣保護法に基づく許可捕獲等に従事した者 平成27年4月1日から令和6年3月31日までの登録1の税率の者 4,100円 2の税率の者 2,700円 3の税率の者 8,200円 4の税率の者 5,500円 5の税率の者 2,700円	左に同じ			
産業廃棄物税	最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量1トンにつき 1,000円  自らの産業廃棄物を自ら設置する最終処分場に搬入する場合は産業廃棄物の重量1トンにつき 500円	左に同じ	毎翌月末日	(減免) 天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち知事が必要と認めるもの	

別紙1 自動車税環境性能割の税率

軽減措置（令和元年10月1日～令和3年12月31日）  
 自家用乗用車について、軽減税率〔（ ）内税率〕を適用

対象自動車の区分	排出ガス要件	燃費基準	自動車税環境性能割		軽自動車税環境性能割			
			自家用	営業用	自家用	営業用		
電気自動車 (燃料電池車を含む)	—	—	0%		0%	0%		
天然ガス (CNG)自動車	平成30年排出ガス基準適合(3.5t以下の自動車)又は平成21年排出ガス基準10%低減							
プラグインハイブリッド自動車	—							
クリーンディーゼル乗用車	平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合							
ガソリンハイブリッド乗用車 LPG乗用車 ガソリン乗用車	★★★★ 平成30年排出ガス基準50%低減達成又は平成17年排出ガス基準75%低減達成	令和2(2020)年度燃費基準	+40%	0%	0%	0%		
			+30%					
			+20%					
			+10%	達成車	2%(1%)	0.5%	1%(0%)	0.5%
			平成27年度燃費基準	+10%	3%(2%)	1%	2%(1%)	1%
上記以外			3%(2%)	2%	2%(1%)	2%		
ガソリンハイブリッドバス・トラック (2.5t以下) ガソリンバス・トラック (2.5t以下)	★★★★ 平成30年排出ガス基準50%低減達成又は平成17年排出ガス基準75%低減達成	平成27年度燃費基準	+25%	0%	0%	0%		
			+20%					
			+15%	1%	0.5%	1%	0.5%	
			+10%	2%	1%	2%	1%	
			+5%	3%	2%	2%	2%	
上記以外			3%	2%	2%	2%		
ガソリンハイブリッドバス・トラック (2.5t超～3.5t以下) ガソリンバス・トラック (2.5t超～3.5t以下)	★★★★ 平成30年排出ガス基準50%低減達成又は平成17年排出ガス基準75%低減達成	平成27年度燃費基準	+15%	0%	—	—		
			+10%					
			+5%	1%	0.5%		2%	1%
	★★★ 平成30年排出ガス基準25%低減達成又は平成17年排出ガス基準50%低減達成	平成27年度燃費基準	+15%	0%	—	—		
			+10%					
			+5%	1%	0.5%		2%	1%
上記以外			3%	2%	—	—		

対象自動車の区分	排出ガス要件	燃費基準		自動車税環境性能割		軽自動車税環境性能割	
				自家用	営業用	自家用	営業用
ディーゼルハイブリッドバス・トラック (2.5ℓ超～3.5ℓ以下)	平成30年排出ガス基準適合 又は 平成21年排出ガス基準10%低減	平成27年度燃費基準	+15%	0%			
			+10%				
			+5%	1%	0.5%		
			達成車	2%	1%		
ディーゼルバス・トラック (2.5ℓ超～3.5ℓ以下)	平成21年排出ガス基準適合	平成27年度燃費基準	+15%	0%			
			+10%	1%	0.5%		
			5%	2%	1%		
上記以外			3%	2%			
ディーゼルハイブリッドバス・トラック (3.5ℓ超)	平成28年排出ガス基準適合 又は 平成21年排出ガス基準10%低減	平成27年度燃費基準	+15%	0%			
			+10%				
			+5%	1%	0.5%		
			達成車	2%	1%		
ディーゼルバス・トラック (3.5ℓ超)	平成21年排出ガス基準適合	平成27年度燃費基準	+15%	0%			
			+10%	1%	0.5%		
			+5%	2%	1%		
上記以外			3%	2%			

バリアフリー・ASV特例（新車新規登録に限る。）

対象自動車の区分（新車のみ）	令和元年11月1日～令和3年3月31日	
	「取得価額から」	
ノンステップバス	1,000万円控除	
リフト付きバス（乗車定員30人以上）	650万円控除	
リフト付きバス（乗車定員30人未満）	200万円控除	
ユニバーサルデザインタクシー	100万円控除	
車線逸脱警報装置を搭載した	20ℓ超 22ℓ以下トラック	175万円控除 (令和2年10月31日まで)
衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置を搭載した	5ℓ以下のバス等	350万円控除
衝突被害軽減ブレーキ、 車両安定性制御装置及び 車線逸脱警報装置を搭載した	3.5ℓ超 8ℓ以下のトラック	350万円控除
	8ℓ超 20ℓ以下のトラック	
	5ℓ超 12ℓ以下のバス等	

※1 「トラック」は、けん引車及び被けん引車を除いたもの。

※2 「バス等」は、専ら人の運送の用に供する自動車で乗車定員10人以上のもの（立席を有するものを除く。）。



別紙2 自動車税種別割の税率

自動車税年税額一覧

※乗用車とキャンピング車の () 内の税率は令和元年10月1日以降に新車新規登録のあった自動車の税率

車種別	年額(円)	自家用				営業用			
		標準税率	重課	概ね75%軽減	概ね50%軽減	標準税率	重課	概ね75%軽減	概ね50%軽減
電気自動車(燃料電池車を含む)		29,500 (25,000)		7,500 (6,500)	15,000 (12,500)	7,500		2,000	4,000
総排気量 1 ℓ以下		29,500 (25,000)	33,900	7,500 (6,500)	15,000 (12,500)	7,500	8,600	2,000	4,000
1.5 ℓ超～1.9 ℓ以下	1.5 ℓ超～1.9 ℓ以下	34,500 (30,500)	39,600	9,000 (8,000)	17,500 (15,500)	8,500	9,700	2,500	4,500
2 ℓ超～2.5 ℓ以下	2 ℓ超～2.5 ℓ以下	39,500 (36,000)	45,400	10,000 (9,000)	20,000 (18,000)	9,500	10,900	2,500	5,000
2.5 ℓ超～3 ℓ以下	2.5 ℓ超～3 ℓ以下	43,500 (40,000)	51,700	11,000 (10,000)	22,500 (20,500)	13,800	15,800	3,500	7,000
3 ℓ超～3.5 ℓ以下	3 ℓ超～3.5 ℓ以下	51,000 (47,500)	58,600	13,000 (12,000)	25,500 (23,500)	15,700	18,000	4,000	8,000
3.5 ℓ超～4 ℓ以下	3.5 ℓ超～4 ℓ以下	58,000 (54,500)	66,700	14,500 (13,500)	29,000 (27,000)	17,900	20,500	4,500	9,000
4 ℓ超～4.5 ℓ以下	4 ℓ超～4.5 ℓ以下	66,500 (63,000)	76,400	17,000 (16,000)	33,500 (31,500)	20,500	23,500	5,500	10,500
4.5 ℓ超～5 ℓ以下	4.5 ℓ超～5 ℓ以下	76,500 (73,000)	87,900	19,500 (18,500)	38,500 (36,500)	23,600	27,100	6,000	12,000
5 ℓ超～6 ℓ以下	5 ℓ超～6 ℓ以下	87,000 (83,500)	101,200	22,000 (21,000)	43,500 (41,500)	27,200	31,200	7,000	14,000
6 ℓ超	6 ℓ超	111,000 (107,500)	127,600	28,000 (27,000)	55,500 (53,500)	40,700	46,800	10,500	20,500
1.5 ℓ超～1.9 ℓ以下	1.5 ℓ超～1.9 ℓ以下	13,200	14,500	3,300	6,600	10,200	11,200	3,000	5,300
2 ℓ超～2.5 ℓ以下	2 ℓ超～2.5 ℓ以下	16,700	18,300	4,300	8,600	12,700	14,000	3,500	6,300
2.5 ℓ超～3 ℓ以下	2.5 ℓ超～3 ℓ以下	14,300	15,700	3,600	7,200	11,200	12,300	3,200	5,800
3 ℓ超～3.5 ℓ以下	3 ℓ超～3.5 ℓ以下	17,800	19,500	4,600	9,200	13,700	15,100	3,700	6,900
3.5 ℓ超～4 ℓ以下	3.5 ℓ超～4 ℓ以下	16,000	17,600	4,000	8,000	12,800	14,000	3,600	6,700
4 ℓ超～4.5 ℓ以下	4 ℓ超～4.5 ℓ以下	19,500	21,400	5,000	10,000	15,300	16,800	4,100	7,700
4.5 ℓ超～5 ℓ以下	4.5 ℓ超～5 ℓ以下	24,000	26,400	6,000	12,000	18,300	20,100	4,600	9,200
5 ℓ超～6 ℓ以下	5 ℓ超～6 ℓ以下	8,000	8,600	2,000	4,000	6,500	7,100	2,000	3,500
6 ℓ超	6 ℓ超	11,500	12,600	3,000	6,000	9,000	9,900	2,500	4,500
1 ℓ以下	1 ℓ以下	16,000	17,600	4,000	8,000	12,000	13,200	3,000	6,000
1.1 ℓ超～1.2 ℓ以下	1.1 ℓ超～1.2 ℓ以下	20,500	22,500	5,500	10,500	15,000	16,500	4,000	7,500
1.2 ℓ超～1.3 ℓ以下	1.2 ℓ超～1.3 ℓ以下	25,500	28,000	6,500	13,000	18,500	20,300	5,000	9,500
1.3 ℓ超～1.4 ℓ以下	1.3 ℓ超～1.4 ℓ以下	30,000	33,000	7,500	15,000	22,000	24,200	5,500	11,000
1.4 ℓ超～1.5 ℓ以下	1.4 ℓ超～1.5 ℓ以下	35,000	38,500	9,000	17,500	25,500	28,000	6,500	13,000
1.5 ℓ超～1.6 ℓ以下	1.5 ℓ超～1.6 ℓ以下	40,500	44,500	10,500	20,500	29,500	32,400	7,500	15,000
1.6 ℓ超～1.7 ℓ以下	1.6 ℓ超～1.7 ℓ以下	46,800	51,400	12,100	23,700	34,200	37,500	8,700	17,400
1.7 ℓ超～1.8 ℓ以下	1.7 ℓ超～1.8 ℓ以下	53,100	58,300	13,700	27,400	38,900	42,600	9,900	19,800
1.8 ℓ超～1.9 ℓ以下	1.8 ℓ超～1.9 ℓ以下	59,400	65,200	15,300	30,100	43,600	47,700	11,100	22,200
1.9 ℓ超～2 ℓ以下	1.9 ℓ超～2 ℓ以下	65,700	72,100	16,900	33,300	48,300	52,800	12,300	24,600
2 ℓ超～2.5 ℓ以下	2 ℓ超～2.5 ℓ以下	72,000	79,000	18,500	36,500	53,000	57,900	13,500	27,000
2.5 ℓ超～3 ℓ以下	2.5 ℓ超～3 ℓ以下	78,300	85,900	20,100	39,700	57,700	63,000	14,700	29,400
3 ℓ超～3.5 ℓ以下	3 ℓ超～3.5 ℓ以下	84,600	92,800	21,700	42,900	62,400	68,100	15,900	31,800
3.5 ℓ超～4 ℓ以下	3.5 ℓ超～4 ℓ以下	90,900	99,700	23,300	46,100	67,100	73,200	17,100	34,200
4 ℓ超～4.5 ℓ以下	4 ℓ超～4.5 ℓ以下	10,200	11,200	3,000	5,500	7,500	8,200	2,000	4,000
4.5 ℓ超～5 ℓ以下	4.5 ℓ超～5 ℓ以下	20,600	22,600	5,500	10,500	15,100	16,800	4,000	8,000
5 ℓ超～6 ℓ以下	5 ℓ超～6 ℓ以下	3,300			3,900				3,900
6 ℓ超	6 ℓ超	10,200			7,500				7,500
最大積載量 1 t以下	1 t以下	10,200円にトンを超える1トンまでごとに5,100円を加算			7,500円にトンを超える1トンまでごとに3,800円を加算				
1.1 t超～1.2 t以下	1.1 t超～1.2 t以下					12,000		3,000	6,000
1.2 t超～1.3 t以下	1.2 t超～1.3 t以下					14,500		4,000	7,500
1.3 t超～1.4 t以下	1.3 t超～1.4 t以下					17,000		5,000	9,000
1.4 t超～1.5 t以下	1.4 t超～1.5 t以下					20,000		6,000	11,000
1.5 t超～1.6 t以下	1.5 t超～1.6 t以下					22,500		7,000	13,000
1.6 t超～1.7 t以下	1.6 t超～1.7 t以下					25,500		8,000	15,000
1.7 t超～1.8 t以下	1.7 t超～1.8 t以下					29,000		9,500	18,500
乗車定員 30人以下	乗車定員 30人以下	33,000	36,300	8,500	16,500	26,500	29,100	7,000	13,500
30人以上～40人以下	30人以上～40人以下	41,000	45,100	10,500	20,500	32,000	35,200	8,000	16,000
40人以上～50人以下	40人以上～50人以下	49,000	53,900	12,500	24,500	38,000	41,800	9,500	19,000
50人以上～60人以下	50人以上～60人以下	57,000	62,700	14,500	28,500	44,000	48,400	11,000	22,000
60人以上～70人以下	60人以上～70人以下	65,000	72,000	16,500	33,000	50,500	55,500	13,000	25,500
70人以上～80人以下	70人以上～80人以下	74,000	81,400	18,500	37,000	57,000	62,700	14,500	28,500
80人以上	80人以上	83,000	91,300	21,000	41,500	64,000	70,400	16,000	32,000
小型三輪車	小型三輪車	6,000	6,900	1,500	3,000	4,500	5,100	1,500	2,500
小型四輪車	小型四輪車	13,200	14,500	3,300	6,600	10,200	11,200	3,000	5,300
普通自動車	普通自動車	18,400	21,100	5,000	9,500	13,500	15,500	3,500	7,000
総排気量 1 ℓ以下	総排気量 1 ℓ以下	23,600 (20,000)	27,100	6,000 (5,000)	12,000 (10,000)				
1.1 ℓ超～1.5 ℓ以下	1.1 ℓ超～1.5 ℓ以下	27,600 (24,400)	31,700	7,000 (6,500)	14,000 (12,500)				
1.5 ℓ超～2 ℓ以下	1.5 ℓ超～2 ℓ以下	31,600 (28,800)	36,300	8,000 (7,500)	16,000 (14,500)				
2 ℓ超～2.5 ℓ以下	2 ℓ超～2.5 ℓ以下	36,000 (34,800)	41,400	9,000 (8,000)	18,000 (17,500)				
2.5 ℓ超～3 ℓ以下	2.5 ℓ超～3 ℓ以下	40,800 (40,000)	46,900	10,500 (10,000)	20,500 (20,000)				
3 ℓ超～3.5 ℓ以下	3 ℓ超～3.5 ℓ以下	46,400 (45,600)	53,300	12,000 (11,500)	23,500 (23,000)				
3.5 ℓ超～4 ℓ以下	3.5 ℓ超～4 ℓ以下	53,200 (52,400)	61,100	13,500 (13,500)	27,000 (26,500)				
4 ℓ超～4.5 ℓ以下	4 ℓ超～4.5 ℓ以下	61,200 (60,400)	70,300	15,500 (15,500)	31,000 (30,500)				
4.5 ℓ超～5 ℓ以下	4.5 ℓ超～5 ℓ以下	70,400 (69,600)	80,900	18,000 (17,500)	35,500 (35,000)				
5 ℓ超～6 ℓ以下	5 ℓ超～6 ℓ以下	88,800 (88,000)	102,100	22,500 (22,000)	44,500 (44,000)				

自動車税のグリーン化税制

1 自動車税の軽減

令和元年度に新車新規登録を受けた下表の自動車は、税率(年税額)が免除・軽減される。

軽減対象自動車の区分		免除・軽減率
電気自動車(燃料電池車を含みます。)		全額免除(※)
プラグインハイブリッド自動車		
天然ガス自動車(平成21年排出ガス基準10%以上低減又は平成30年排出ガス基準適合)		概ね75%軽減
クリーンディーゼル乗用車(平成21年排出ガス基準適合又は平成30年排出ガス基準適合)		(令和2(2020)年度のみ)
排ガス性能	燃費性能	
平成30年排出ガス基準50%低減 又は 平成17年排出ガス基準75%低減	令和2(2020)年度燃費基準+30%達成	概ね75%軽減 (令和2(2020)年度のみ)
	令和2(2020)年度燃費基準+10%達成	概ね50%軽減 (令和2(2020)年度のみ)

(※)電気自動車(燃料電池車を含む)・プラグインハイブリッド自動車に対する愛知県独自の課税免除制度  
平成26年度から令和2年度までに新車新規登録を受けたものは、新車新規登録を受けた年度の月割分及び翌年度から5年度分が全額免除となる。

2 自動車税の重課

令和2年4月1日現在において一定の自動車(※)を除き、初度登録年月日から13年を経過したガソリン車・LPG車、11年を経過したディーゼル車は、概ね15%(バス・トラックは概ね10%)重課される。

重課対象自動車の種類及び新車新規登録の時期	税率が重くなる年度	
ガソリン車・LPG車 (新車新規登録から13年を超えるもの)	平成18年3月以前	すでに開始されています。
	平成18年4月～平成19年3月	令和2(2020)年度以降
ディーゼル車 (新車新規登録から11年を超えるもの)	平成20年3月以前	すでに開始されています。
	平成20年4月～平成21年3月	令和2(2020)年度以降

(※)一般乗用バス、被けん引車、低公害車(電気、天然ガス、メタノール、ガソリンハイブリッド自動車)は上記の対象自動車から除かれる。

## 2 税制改正

税目	主な改正事項																				
個人県民税	<p>○未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未婚のひとり親について寡婦（夫）控除を適用する。</li> <li>・寡婦に寡夫と同じ所得制限（前年の合計所得金額500万円（年収678万円））を設ける。</li> <li>・住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある場合には、控除の対象外とする。</li> <li>・子ありの寡夫の控除額について、子ありの寡婦の控除額と同額とする。 （個人住民税：26万円→30万円）</li> </ul>																				
法人事業税	<p>○電気供給業に係る収入金額課税方式の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電・小売事業全体の2割程度の見直しを行う。</li> <li>・税率は以下のとおり（特別法人事業税含む）。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">税率区分</th> <th style="width: 35%;">(改正前)</th> <th style="width: 35%;">(改正後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金1億円超の法人</td> <td style="text-align: center;">&lt;収入割&gt; 1.3%</td> <td style="text-align: center;">&lt;収入割&gt; &lt;付加価値割&gt; &lt;資本割&gt; 1.05% 0.37% 0.15%</td> </tr> <tr> <td>資本金1億円以下の法人等</td> <td style="text-align: center;">&lt;収入割&gt; 1.3%</td> <td style="text-align: center;">&lt;収入割&gt; &lt;所得割&gt; 1.05% 1.85%</td> </tr> </tbody> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(改正前) 収入割</div> <span style="font-size: 2em;">⇔</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(改正後) 収入割</div> <table border="1" style="border-collapse: collapse; font-size: 0.8em;"> <tr><td style="padding: 2px;">付加価値割</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">資本割</td></tr> </table> </div> <p>* 特別法人事業税の規模を確保するため、税率を見直し（基準法人収入割額の30%⇒40%） * 2020年4月1日以降に開始する事業年度から適用。</p>	税率区分	(改正前)	(改正後)	資本金1億円超の法人	<収入割> 1.3%	<収入割> <付加価値割> <資本割> 1.05% 0.37% 0.15%	資本金1億円以下の法人等	<収入割> 1.3%	<収入割> <所得割> 1.05% 1.85%	付加価値割	資本割									
税率区分	(改正前)	(改正後)																			
資本金1億円超の法人	<収入割> 1.3%	<収入割> <付加価値割> <資本割> 1.05% 0.37% 0.15%																			
資本金1億円以下の法人等	<収入割> 1.3%	<収入割> <所得割> 1.05% 1.85%																			
付加価値割																					
資本割																					
県たばこ税	<p>○軽量な葉巻たばこに係るたばこ税の課税方式の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽量な葉巻たばこ（1本当たり1g未満）について、紙巻たばこと同等の税負担となるよう、段階的に課税方式の見直しを行う。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和2年10月1日から令和3年9月30日まで 「0.7g未満の葉巻たばこ」を「0.7本の紙巻たばこ」に換算</li> <li>2 令和3年10月1日以降 「1g未満の葉巻たばこ」を「1本の紙巻たばこ」に換算</li> </ol>																				
森林環境 譲与税	<p>○譲与額並びに市町村及び都道府県への譲与割合の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・譲与額の見直し</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">年度</th> <th style="width: 40%;">譲与額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度及び令和3年度</td> <td style="text-align: center;">400億円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度及び令和5年度</td> <td style="text-align: center;">500億円</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td style="text-align: center;">森林環境税の収入額に相当する額に 300億円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村及び都道府県への譲与割合の見直し</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">年度</th> <th style="width: 35%;">市町村</th> <th style="width: 35%;">都道府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度及び令和3年度</td> <td style="text-align: center;">20分の17</td> <td style="text-align: center;">20分の3</td> </tr> <tr> <td>令和4年度及び令和5年度</td> <td style="text-align: center;">25分の22</td> <td style="text-align: center;">25分の3</td> </tr> <tr> <td>令和6年度以降</td> <td style="text-align: center;">10分の9</td> <td style="text-align: center;">10分の1</td> </tr> </tbody> </table>	年度	譲与額	令和2年度及び令和3年度	400億円	令和4年度及び令和5年度	500億円	令和6年度	森林環境税の収入額に相当する額に 300億円を加算した額	年度	市町村	都道府県	令和2年度及び令和3年度	20分の17	20分の3	令和4年度及び令和5年度	25分の22	25分の3	令和6年度以降	10分の9	10分の1
年度	譲与額																				
令和2年度及び令和3年度	400億円																				
令和4年度及び令和5年度	500億円																				
令和6年度	森林環境税の収入額に相当する額に 300億円を加算した額																				
年度	市町村	都道府県																			
令和2年度及び令和3年度	20分の17	20分の3																			
令和4年度及び令和5年度	25分の22	25分の3																			
令和6年度以降	10分の9	10分の1																			